

都市再生土地区画整理事業に対する補助金交付要綱

平成 17 年 4 月 01 日 16 都市整企第 386 号
改正 平成 18 年 3 月 31 日 17 都市整企第 347 号
改正 平成 19 年 3 月 30 日 18 都市整企第 322 号
改正 平成 22 年 3 月 30 日 21 都市整企第 379 号
改正 平成 23 年 4 月 01 日 22 都市整企第 409 号
改正 平成 25 年 4 月 01 日 24 都市整企第 386 号
改正 平成 30 年 3 月 23 日 29 都市整区第 511 号
改正 令和 2 年 4 月 01 日 31 都市整区第 652 号
改正 令和 3 年 3 月 08 日 2 都市整区第 605 号

第 1 目 的

この要綱は、東京都土地区画整理事業助成規程（昭和 33 年東京都告示第 44 号。以下「助成規程」という。）に基づき、都市再生に資する既成市街地の再生・再構築の推進を図る助成規程第 5 条に規定する都市再生土地区画整理事業に対し、知事が補助金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 施 行 者

- 1 補助の対象となる都市再生土地区画整理事業の施行者は、次に掲げる者とする。ただし、(1)から(3)までに掲げる施行者が、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号。以下「法」という。）第 4 条、第 10 条、第 14 条、第 39 条、第 51 条の 2 及び第 51 条の 10 に規定する認可を区又は市の長から受けた事業（以下「区市長認可に係る事業」という。）については、第 4 に規定する承認を受けた場合に限る。
 - (1) 法第 3 条第 1 項の規定により施行する個人施行者（施行地区内の宅地について所有権若しくは借地権を有する者又はその同意を得た者が、数人共同して施行する場合に限る。ただし、助成規程第 4 条に規定する補助については、この限りではない。）
 - (2) 法第 3 条第 2 項の規定により施行する土地区画整理組合
 - (3) 法第 3 条第 3 項の規定により施行する株式会社（以下「区画整理会社」という。）
 - (4) 法第 3 条第 4 項及び第 5 項の規定により施行する区市町村
 - (5) 法第 3 条の 2 第 1 項の規定により施行する独立行政法人都市再生機構（ただし、独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項に基づく土地区画整理事業を施行する場合に限る。）
- 2 前項の補助対象者は、原則として、施行地区（法第 2 条第 4 項の施行地区をいう。）内の全域において無電柱化（助成規程第 4 条第 1 項の無電柱化をいう。以下同じ。）を実施する者に限る。

第 3 補 助 事 業 者

補助事業者は、第 5 に規定する都市再生土地区画整理事業に対し、助成規程第 5 条の規定により補助を受ける区市町村とする。

第 4 実 施 計 画 の 承 認

- 1 補助事業者は、区市長認可に係る事業について補助金の交付を受けようとするときは、知事と事前に十分協議の上、事業計画決定後直ちに、都市第 1 号様式に法第 6 条（第 14 条及び第 51 条の 4 により準用する場合も含む。）の規定により定めた事業計画を添付して、実施計画の承認を知事に申請する。
- 2 知事は、前項による申請があったときは、実施計画書及び関係書類の審査、必要に応じて

行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたものについては、速やかに承認し、都市第2号様式により申請者に通知する。

- 3 補助事業者は、事業計画の変更等に伴い、承認を受けた実施計画の変更を行う必要が生じたときは、第1項に準じて実施計画変更の申請を行い、知事の承認を受けるものとする。

第5 補助対象事業

- 1 都市再生推進事業費補助交付要綱（平成12年3月24日付建設省経宅発第37-3号、建設省都計発第35-3号、建設省住街発第24号）に定義する都市再生区画整理事業として補助採択を受けた事業及び社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号、平成25年2月26日一部改正。以下「交付金要綱」という。）附属第Ⅱ編イー13-（6）の1.の第2項に定義する都市再生区画整理事業（同編ロー13-（6）で準用する場合を含む。）として社会資本整備総合計画に位置付けられた事業
- 2 交付金要綱附属第Ⅱ編イー10-（1）都市再生整備計画事業として社会資本整備総合計画に位置付けられた表10-（1）（都市再生整備計画事業の交付対象事業）第14項に規定される土地区画整理事業（同要綱附則により交付対象となる旧まちづくり交付金交付要綱（平成16年4月14日付国土交通省国都事第1号、国道企第6号、国企市第25号）別表14の項の3及び4に定める採択基準に適合し、都市再生特別措置法第46条第1項に定める都市再生整備計画に位置付けられた土地区画整理事業を含む。）

第6 補助対象事業費

- 1 第5第1項の事業については、交付金要綱附属第Ⅱ編イー13-（6）の5. 交付対象事業1及び2の事業に要する経費であって、交付金要綱附属第Ⅱ編13-（6）都市再生区画整理事業に係る基礎額の規定により算定した額を補助対象事業費とする。
- 2 第5第2項の事業については、交付金要綱附属第Ⅱ編表イー13-（6）の5. 交付対象事業2の事業に要する経費の額を補助対象事業費とする。
- 3 前2項に規定する事業に要する経費とは、当該年度における事業執行に要した経費とする。

第7 補助の限度

- 1 第5第1項の事業に要する補助金の額は、第6第1項の規定する額から、次に掲げるもの（以下「交付金等」という。）の額を控除した額とする。ただし、第6第1項に規定する額に2分の1を乗じた額を超えないものとする。
 - (1) 国の社会資本整備総合交付金及び補助金の基礎額
 - (2) 公共施設管理者負担金、土地区画整理事業に対する補助要綱に基づく補助金その他負担金
- 2 第5第2項の事業に要する補助金の額は、第6第2項に掲げる経費として算定した社会資本整備総合交付金交付対象事業費から当該補助対象事業相当の交付金等の額を控除した額又は交付対象事業費の10分の6以内の額のうち、いずれか少ない額に2分の1を乗じた額とする。
ただし、交付対象事業費に10分の3を乗じた額を限度とする。
- 3 助成規程第4条に基づき、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「特措法」という。）第4条第2項に規定する電線共同溝整備道路に位置付けられた道路において行われる交付金要綱附属第Ⅲ編イー13-（6）（同編ロー13-（6）で準用する場合を含む。）の1.第2項第2号ト 電線類地下埋設施設整備費として基礎額算定の対象となる電線共同溝の整備に要する費用（以下「無電柱化工事費」という。）については、前2項の規定により算出される限度額に、土地区画整理事業に対する補助金交付要綱第4第3項に基づく額を限度として加算することができる。

第7の2 無電柱化工事費に係る実施計画の承認

補助事業者は、第7第3項の規定に基づき電線類地下埋設施設整備費の限度額を加算する

場合は、土地区画整理事業に対する補助金交付要綱第4の2第1項の規定に準じて無電柱化工事費に係る実施計画書を作成し、知事の承認を受けなければならない。

第8 (削除)

第9 交付申請

- 1 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（都市第3号様式）に必要な書類を添付して、知事に申請する。
- 2 補助事業者は、補助金の交付の決定通知を受けた後、交付決定額の変更を受けようとするとき、補助金交付決定の変更申請書（都市第4号様式）に必要な書類を添付して、知事に申請する。ただし、別表に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。
- 3 補助事業者は、会計年度の終了までに事業が完了しない場合も、当該年度終了のときまでに完了した実績に応じて、都市第4号様式により、知事に交付決定の変更を申請する。ただし、別表に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。

別 表

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 交付決定額の軽微な変更<ol style="list-style-type: none">① 交付決定額の100万円未満の減額② ①を超える交付決定額の減額で、知事と協議の上、承諾を得たもの。2 経費の配分及び内容の軽微な変更
下記①に定めるもの以外の変更で、補助金の額に変更を生じないもの。ただし、工事施工目的物の構造の変更又は工事施工方法の変更のうち、下記②に示す重要な部分に関するものの変更を除く。<ol style="list-style-type: none">① 第5の都市再生区画整理事業補助要綱に示す補助対象事業の相互間の流用で、申請時に流用先事業費について申請を行っていないもの。② 道路築造の類 築造幅員、幅員構成（広場を含む。）、土留工法
舗装の類 舗装の種類

橋梁^{りょう}、立体交差の類 築造幅員、幅員構成、設計荷重、径間割、型式、下部構造（基礎工を含む。）

管渠布設の類 幹線管渠^{きんせん}の形式、布設工法（推進、シールド、開削等の各工法）

水路改修の類 水路の幅員及び断面
建築の類 建築物の構造、建設面積及び階数 |
|---|

第10 交付決定及び通知

- 1 知事は、第9第1項による補助金の交付申請があったときは、補助金交付申請書及び関係書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付決定をし、都市第5号様式により申請者に通知する。
- 2 知事は、第9第2項及び第3項により交付額の変更申請があったときは、前項と同様に審査を行い、交付額を変更すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付額の変更決定を行い、都市第6号様式により申請者に通知するものとする。

第11 承認事項

- 1 補助事業者が補助金の交付の決定通知を受けた後、事業に要する経費の配分又は事業の内容の変更をしようとするときは、経費の配分及び内容の変更申請書（都市第7号様式）により、知事に承認を申請する。ただし、第9別表に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。

- い。知事は、申請書及び関係書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、申請が適切と認めるときは、速やかに都市第8号様式により申請者に通知する。
- 2 補助事業者は、第10の補助金の交付の決定通知を受けた後、この事業を中止又は廃止の承認を受けるときは、中止・廃止申請書（都市第9号様式）により知事に申請する。知事は、申請書及び関係書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、事業の中止・廃止を承認するとき、速やかに都市第10号様式により申請者に通知する。
- 3 複数年度にまたがる次のような補助対象事業については、全体としての補助金の適正な執行を図るため、全体設計の内容について承認を受けることができる。補助事業者は、全体設計の承認を受ける場合は、補助金の交付申請を行う前に、都市第11号様式をもって全体設計の承認を申請する。知事は、申請書及び関係書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、全体設計の内容を承認するとき、都市第12号様式により補助事業者に通知する。
- なお、交付の申請は年度ごとに行い、全体設計の承認は後年度の交付決定を担保するものではない。

- ・都市計画施設の工事において、施工上設計を分割することが困難、又は著しく不経済となるもの等で工事を一括して契約する必要がある、かつ、複数年度にまたがって事業実施するもの
- ・物件移転補償において、移転に要する期間が12か月を超えるもの

- 4 補助対象事業は、原則として交付決定後に事業実施するものであるが、公益上真にやむを得ない次のような場合に限り、補助金の交付申請を行う前に、実施設計の承認を受けていわゆる施越工事として事業を行うことができる。補助事業者は、施越工事に係る実施設計の承認を受ける場合は、都市第13号様式をもって申請する。知事は、申請書及び関係書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、実施設計を承認するとき、都市第14号様式により申請者に通知する。承認を受けた場合は、補助事業者は事業実施後に補助金の内示を踏まえて交付申請を行うことができる。

- ・国庫交付金等交付地区において、災害その他公益上真にやむを得ない理由により、年度途中での社会資本整備総合交付金及び補助金の補正内示等が認められ、東京都としても前倒しによる事業実施の促進が図られるべきと特に認められる複数年度にまたがるもの

- 5 補助対象事業が真にやむを得ない理由により、年度内に完了しない場合は、事業費の繰越しの承認を受けることができる。補助事業者は、繰越しの承認を受ける場合は都市第15号様式をもって申請する。知事は、申請書及び関係書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、繰り越すことが真にやむを得ないとして繰越しを承認するとき、都市第16号様式により申請者に通知をする。

第12 完了実績報告

- 1 補助事業者は、自ら行う補助金に係る事業が完了したとき、施行者から補助金に係る事業が完了したと報告を受けたとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに補助対象事業に係る完了実績報告書（都市第17号様式）を知事に提出しなければならない。
- また、第11第2項により、補助対象事業を中止、又は廃止した場合も同様に完了実績報告書を提出する。
- 2 補助事業者は、補助金に係る事業の一部が完了して概算払を受けるときは、完了実績報告書（概算払用）（都市第18号様式）を知事に提出する。
- なお、補助金に係る事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、精算書（都市第19号様式）に完了実績報告書を添付し、知事に提出しなければならない。

第13 補助金の額の確定

知事は、第12により完了実績報告があったときは、完了実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（都市第20号様式。ただし、完了実績報告書（概算払用）により完了実績報告を受けたときは都市第20号の2様式）により、補助事業者に通知しなければならない。

第14 補助金の交付

- 1 この補助金は、第13の額の確定に基づき、請求書（都市第21号様式。ただし、補助金額確定通知書（概算払用）により通知をしたときは都市第22号様式）による補助事業者の請求により交付する。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、額の確定の前に都市第23号様式に関係書類を添付の上概算払の請求をすることができる。知事は請求内容の審査、必要に応じて行う現地調査等により、請求が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金を交付する。

第15 都市再生整備計画の策定に係わる事前調整

第5第2項に規定する事業を位置付けた都市再生整備計画を作成するときは、交付対象となる土地区画整理事業の交付対象事業費等について、事前に東京都都市整備局市街地整備部と十分調整すること。

第16 その他

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、社会資本整備総合交付金交付要綱及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（改正期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年3月8日付2都市整区第605号による改正後の都市再生土地区画整理事業に対する補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第2第1項(1)の個人施行者、同項(2)の土地区画整理組合及び同項(3)の区画整理会社については、新要綱第2第2項の規定は、令和5年4月1日までの間は、適用しないも

のとする。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に令和3年3月8日付2都市整区第605号による改正前の都市再生土地区画整理事業に対する補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により東京都と補助対象者との間において事業計画又は旧要綱第4第1項の実施計画についての協議が完了している補助対象事業に係る補助金の交付については、新要綱の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。